

高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正
する規則

高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則（平成20年規則第1号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「

様式	名 称	根拠規定
40	給付支給決定通知書	条例第2条
41	給付支給申請却下通知書	省令第37条、第42条、 第47条、第60条、 第70条

」

を

「

様式	名 称	根拠規定
40-1	高額療養費支給決定通知書	
40-2	療養費支給決定通知書	
40-3	葬祭費支給決定通知書	
40-4	高額介護合算療養費等支給決定通知書	
41	給付支給申請却下通知書	

」

に、

「

様式	名 称	根拠規定
50	高額療養費支給申請書	省令第70条

」

を

「

様式	名 称	根拠規定
50	高額療養費支給申請書	省令第70条
51	高額介護合算療養費等支給申請書兼 自己負担額証明書交付申請書	省令第71条

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則の規定は、平成 2 1 年 8 月 1 日から適用する。